

岩手県告示第195号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、岩手県医療労働組合連合会執行委員長中野るみ子から、争議行為を行うことについて、平成23年2月28日次のとおり通知があった。

平成23年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 事件

- (1) 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」及び「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
- (2) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員。医師確保法制定、看護職員確保法・基本指針の改正、福祉人材確保基本指針の実効性確保。
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の廃止。患者負担増大反対。医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現。
- (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保。
- (5) 200万人以上看護体制を保障する大幅増員。夜勤交替制労働者の勤務時間は「一日8時間以内、週32時間、勤務間隔12時間以上」長時間・2交替制勤務反対。ILO看護職員条約の批准。准看護師養成停止、看護制度の一本化、2年課程通信制で各県一校の開設と受講保障、支援措置の確立。
- (6) 憲法9条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。米軍基地の撤去、日米安保条約廃棄。核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。消費税など増税反対。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加反対。国会議員定数削減反対。
- (7) 単組の独自要求実現。

## 2 日時

平成23年3月17日午前0時以降、本件完全解決に至るまでの期間

## 3 場所

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 盛岡市内丸19-1        | 岩手医科大学構内全般        |
| (2) 花巻市台第2地割85-1     | 岩手医科大学附属花巻温泉病院    |
| (3) 盛岡市加賀野3-14-1     | 岩手保養院             |
| (4) 盛岡市津志田26-30-1    | 川久保病院             |
| (5) 岩手郡岩手町江刈内10-47-2 | さわやかクリニック・さわやかハウス |
| (6) 盛岡市三本柳6-1-1      | 盛岡赤十字病院           |
| (7) 奥州市水沢区佐倉河慶徳27-1  | 胆江病院・興生園          |
| (8) 一関市大手町3-36       | 一関病院              |
| (9) 釜石市野田町1-16-32    | 釜石厚生病院            |
| (10) 盛岡市下ノ橋町6-14     | 遠山病院              |
| (11) 盛岡市青山2-12-33    | アルテンハイム青山         |
| (12) 花巻市東宮野目13-112   | 本館病院              |
| (13) 北上市花園町1-6-8     | 北上済生会病院           |
| (14) 北上市村崎野16-89-1   | 花北病院              |
| (15) 盛岡市津志田13-18-4   | 盛岡南病院             |
| (16) 花巻市湯口字志戸平14-1   | イーハトーブ病院          |

## 4 争議行為の概要

3の場所の全部にわたり、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のため争議行為を単独又は併用して実施する。